

福岡県「飲酒運転撲滅宣言の店」登録実施要領

1 趣旨

この要領は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）第21条第1項の規定により飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言をし、同条第2項の規定に基づき知事に書面を提出した飲食店業者の「飲酒運転撲滅宣言の店」登録について必要な事項を定める。

2 登録制度の目的

飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言を行った飲食店を登録することにより、飲酒運転撲滅対策の具体的な取組を促進する。

飲酒運転撲滅宣言の店には登録証を交付し、県のホームページなどで広く紹介する。

3 宣言及び書面の提出

(1) 対象

福岡県内において酒類を提供する飲食店（営業の形態にかかわらず、店舗その他の設備において酒類を提供する飲食店）

(2) 内容

飲食店業者は、経営する飲食店等において、飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言を行い、宣言を記載した書面を知事に提出する。

なお、宣言の内容は、具体的な取組内容を示したものとする。

(3) 書面の提出方法

前号に規定する書面の提出は、福岡県「飲酒運転撲滅宣言の店」届出書（様式第1号）を福岡県市町村・地域振興部生活安全課に持参するほか、郵便、ファックスもしくは電子メールによる送付又は福岡県が申請・届出等を受け付けるために提供する情報システムを使用して行うものとする。

4 登録の手続き

(1) 知事は、届出書に記載された飲食店名、所在地、電話番号、宣言（取組）内容等を福岡県飲酒運転撲滅宣言登録簿（様式第2号）に登録する。ただし、登録の取消等の事由に該当する場合は登録しない。

(2) 知事は、登録した飲食店（以下「登録飲食店」という。）に対し登録証を交付する。

5 登録内容の変更

登録飲食店は、飲食店名、宣言（取組）内容、所在地、電話番号等の届出内容に変更が生じた場合は、知事に変更内容を連絡しなければならない。

6 情報の公開

- (1) 知事は、福岡県飲酒運転撲滅宣言登録簿を県のホームページ及び福岡県市町村・地域振興部生活安全課内で公開する。
- (2) ホームページの掲載について、登録飲食店が希望した場合には、知事は当該登録飲食店に係る情報をホームページに掲載しないものとする。

7 登録内容の提供

知事は、登録飲食店の事業者の同意がある場合に限り、飲酒運転撲滅の推進を目的とする範囲内で、第三者に届出書の内容を提供することができる。

8 実施報告

知事は、登録飲食店の事業者に実施報告を求めることができる。

9 登録の取消等

知事は、登録飲食店が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、登録飲食店の登録を取り消すものとする。

- (1) 飲食店の代表者又は役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (2) その他、知事が適当ではないと認める場合

10 県の支援等

知事は、登録飲食店の具体的な取組に関し、情報提供、指導、助言などの支援に努めるものとする。

附則：この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則：この要領は、平成24年6月8日より施行する。

附則：この要領は、平成24年7月3日より施行する。

附則：この要領は、平成26年5月25日より施行する。

附則：この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附則：この要領は、令和3年7月7日より施行する。

附則：この要領は、令和5年3月2日より施行する。

附則：この要領は、令和8年4月1日より施行する。